

小林市地球温暖化対策実行計画
地球温暖化対策地方公共団体実行計画
(事務事業編)



令和7年3月

小 林 市

[目次]

第1章 計画策定の背景.....	1
第1節 地球温暖化の現状及び気候変動の影響.....	1
第2節 計画策定(改定)の趣旨.....	1
第2章 計画の基本的事項.....	4
第1節 計画の目的.....	4
第2節 計画の位置づけ.....	4
第3節 計画の範囲.....	5
第4節 対象とする温室効果ガスの種類.....	5
第5節 計画の期間.....	6
第3章 温室効果ガス総排出量の算定.....	7
第1節 エネルギー別排出割合.....	7
第2節 部局別排出割合.....	8
第4章 温室効果ガス削減目標.....	9
第1節 削減目標の設定.....	9
第2節 削減目標と現状との比較.....	9
第5章 温室効果ガス排出量削減への取組.....	10
第1節 取組の方針.....	10
第2節 取組の内容.....	11
第6章 計画の推進.....	13
第1節 組織体制.....	13
第2節 推進・点検体制.....	15

第 1 章 計画策定の背景

第 1 節 地球温暖化の現状及び気候変動の影響

近年、気候変動が一因と考えられる異常気象が世界各地で発生しており、日本においても、激甚な豪雨・台風災害や猛暑が頻発しています。また、海面上昇や生物種の喪失など、様々な影響が懸念されています。

IPCC(気候変動に関する政府間パネル)により発表された第6次報告書では、2011年～2020年の世界平均気温は1850年～1900年と比べて1.09℃上昇したとされています。また、気候変動の原因について、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことは疑う余地がない」とされています。

日本の平均気温は、様々な変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には100年あたり1.35℃の割合で上昇しています。

国際的な動きとして、平成27年(2015年)に採択された「パリ協定」において、地球の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5度に抑えるよう努力するという長期目標など、世界全体が温暖化対策について団結して取り組んでいく方向性が示されました。また、平成30年(2018年)には、IPCCが「1.5℃特別報告書」を公表し、1.5℃の上昇に食い止める目標を達成するには、全世界の二酸化炭素排出量を2050年頃に実質ゼロとする必要があることが示されました。

国においては、令和2年(2020年)10月の国会において、令和32年(2050年)までにカーボンニュートラル、すなわち、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、令和3年(2021年)4月の地球温暖化対策推進本部において、令和12年度(2030年度)に温室効果ガスを平成25年度(2013年度)から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていくこととしました。

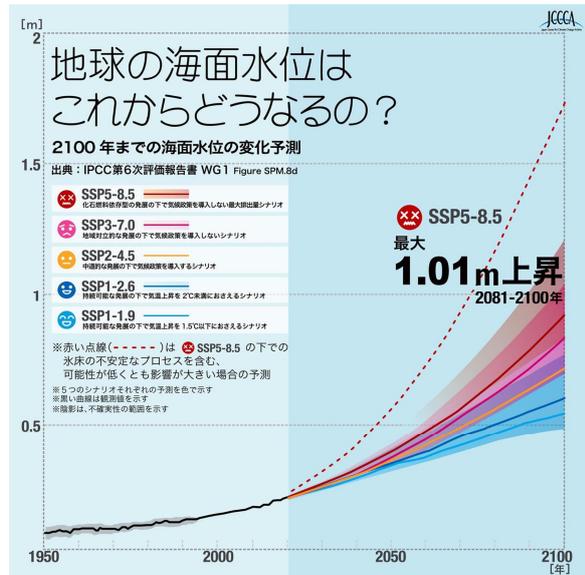
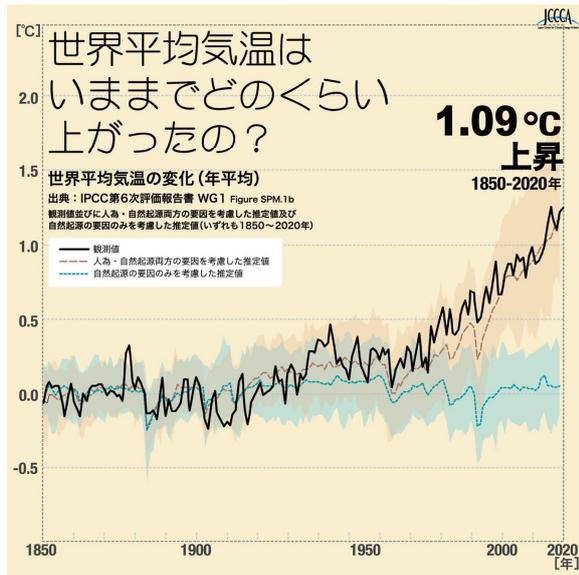
また、「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和4年(2022年)4月施行)」において、令和32年(2050年)カーボンニュートラルの実現を基本理念として法律に位置付け、令和3年(2021年)10月に新たな「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。

第 2 節 計画策定(改定)の趣旨

本市では平成14年(2002年)3月に「小林市地球温暖化対策実行計画」を、平成25年(2013年)3月には「市庁舎等における地球温暖化防止実行計画」を、平成30年(2018年)3月には「小林市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」(以下「前計画」という。)を策定し、本市の事務・事業による温室効果ガス排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化を図ってきました。

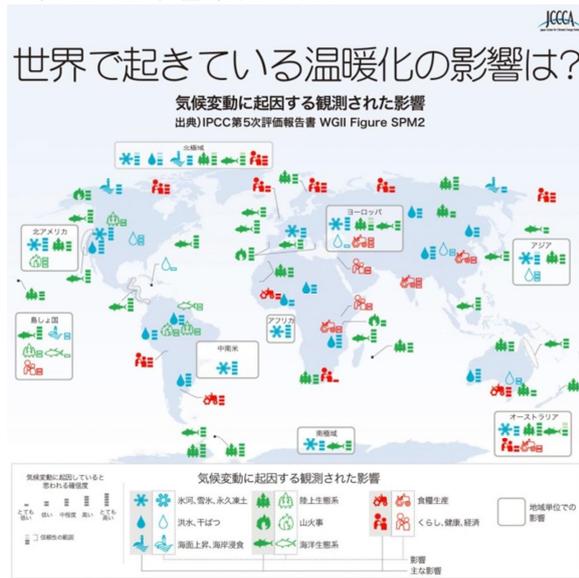
本計画の改定は、前計画の策定から6年以上経過し、本市を取り巻く地球温暖化対策にかかる情勢が大きく変化したため行うものです。

図表1 地球温暖化の現状



出典: 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト(<http://www.jccca.org/>)より

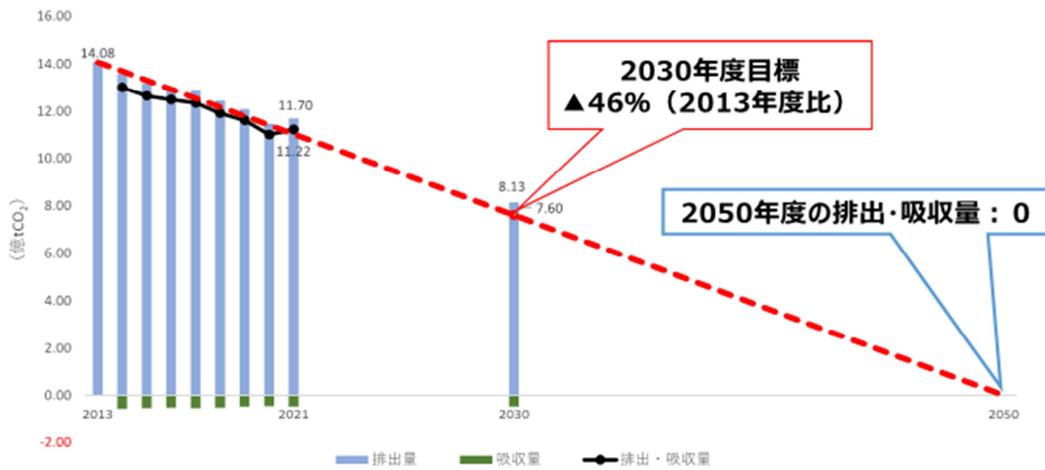
図表2 地球温暖化の影響



出典: 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト(<http://www.jccca.org/>)より

図表3 我が国の温室効果ガス排出量

- 2020年度からの増加については、コロナ禍からの経済回復により、エネルギー消費量が増加したこと等が要因と考えられる。
- しかし、2019年度からは3.4%減少しており、2030年度目標の達成及び2050年カーボンニュートラル実現に向けた取組については一定の進捗が見られる。



出典：地球温暖化対策推進本部資料「2021年度における地球温暖化対策計画の進捗状況」

第2章 計画の基本的事項

第1節 計画の目的

本計画は、市の事務・事業における温室効果ガス排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための計画です。本市は、自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・市民の模範となることを目指すことが求められています。このため、国の地球温暖化対策計画に即して、自らの事務・事業に関し、本計画を策定します。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）以外の法律（省エネ法、グリーン購入法、環境配慮契約法等）で市に対応が求められている事項や、自らの環境マネジメントシステムなど環境配慮行動に係る取組を、本計画に反映し、一元化することで、効果的かつ効率的な地球温暖化対策の取組に資することを目的とします。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、温対法第21条第1項の規定に基づき、本市の事務及び事業の実施に伴い発生する温室効果ガスの排出削減等のための措置について策定するもので、地方公共団体実行計画（事務事業編）は、全ての都道府県及び市町村に策定が義務付けられています。

本計画は、「小林市総合計画後期基本計画」及び「小林市環境基本計画」と整合を図りながら策定しています。

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3～12（略）

13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

14 第九項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

以下（略）

第3節 計画の範囲

本計画の対象は、本市の行政事務とします（図表4参照）。また、外部への委託、指定管理制度等により実施する事業等についても、委託契約書や協定書へその旨を記載することなどにより、温室効果ガスの排出削減等の取組（措置）を可能な限り講ずるよう要請します。

図表4 取組の対象施設

温室効果ガス削減に取り組む対象施設	
市長部局	本庁舎、支所、公立保育園など、市長部局が管理する全ての施設
教育委員会	小・中学校など教育委員会が管理する全ての施設
議会事務局	議会事務局の事務
市立病院	市立病院
上下水道局	上水道施設、下水道処理施設など

第4節 対象とする温室効果ガスの種類

温対法第2条第3項では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7種類を「温室効果ガス」として規定しています。

しかし、日本が排出する温室効果ガスのうち、二酸化炭素が全体の9割以上を占めていること（図表7参照）、過去において二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量を記録していないことを勘案し、二酸化炭素のみを本計画の対象とします。

なお、今後は、二酸化炭素以外の温室効果ガスについても算定が求められることから、記録の蓄積に努めることとします。

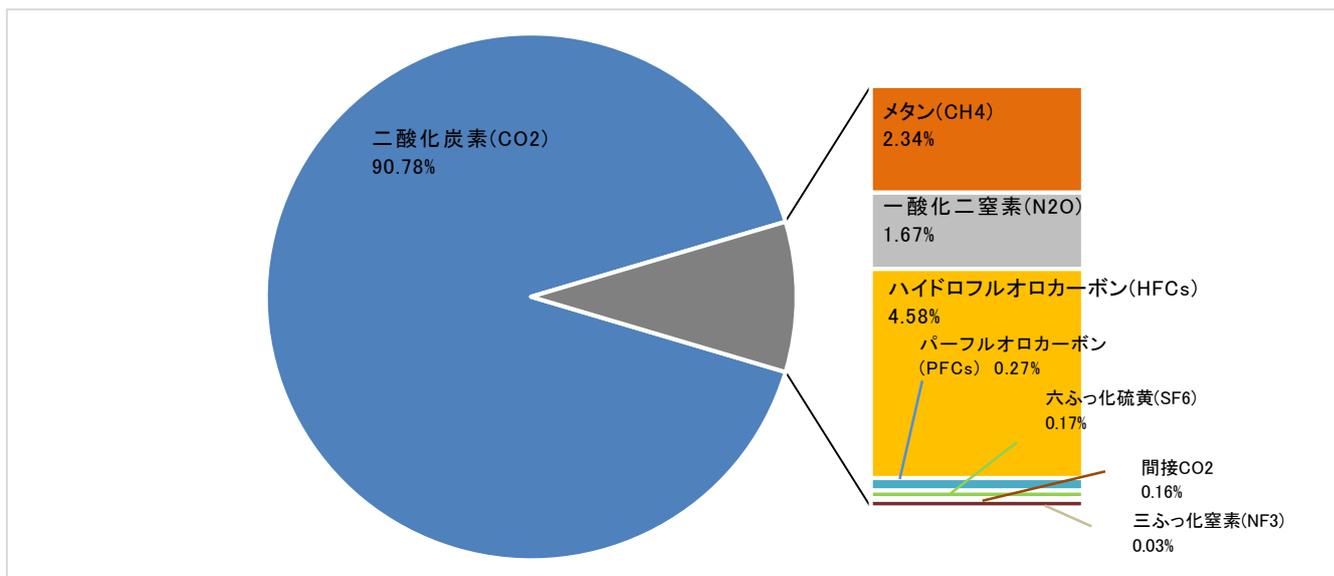
図表5 対象とする温室効果ガス及び排出源

ガス種	排出源
二酸化炭素 (CO ₂)	燃料の使用、他人から供給された電気の使用 他人から供給された熱の使用 一般廃棄物の焼却、産業廃棄物の焼却、その他

図表6 対象としない温室効果ガス及び排出源

ガス種	排出源
メタン (CH ₄)	ボイラーにおける燃料の使用 家庭用機器における燃料の使用、自動車の走行 一般廃棄物の焼却、産業廃棄物の焼却
一酸化二窒素 (N ₂ O)	施設（終末処理場及びし尿処理施設）における下水等の処理 浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理 麻酔剤（笑気ガス）の使用（N ₂ Oのみ）、その他
ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)	自動車用エアコンディショナーの使用・廃棄 製品（噴霧器及び消火剤）の使用・廃棄、その他
パーフルオロカーボン類 (PFC)	パーフルオロカーボンの排出
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	SF ₆ が封入された電気機械器具の使用・点検・廃棄、その他
三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体の製造工程などで排出

図表7 日本の温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）の構成（2021年度）



出典：温室効果ガスイベントリオフィスの公表値を元にグラフを作成

第5節 計画の期間

前計画は、平成30年度(2018年度)から令和12年度(2030年度)までを計画期間としていましたが、本計画では、あらためて目標値や取組の見直しを行ったため、令和7年度(2025年度)を初年度とし、6年目の令和12年度(2030年度)までを計画期間とします。

なお、本市を取り巻く環境や社会情勢の変化等、必要に応じて、適宜見直しを行います。

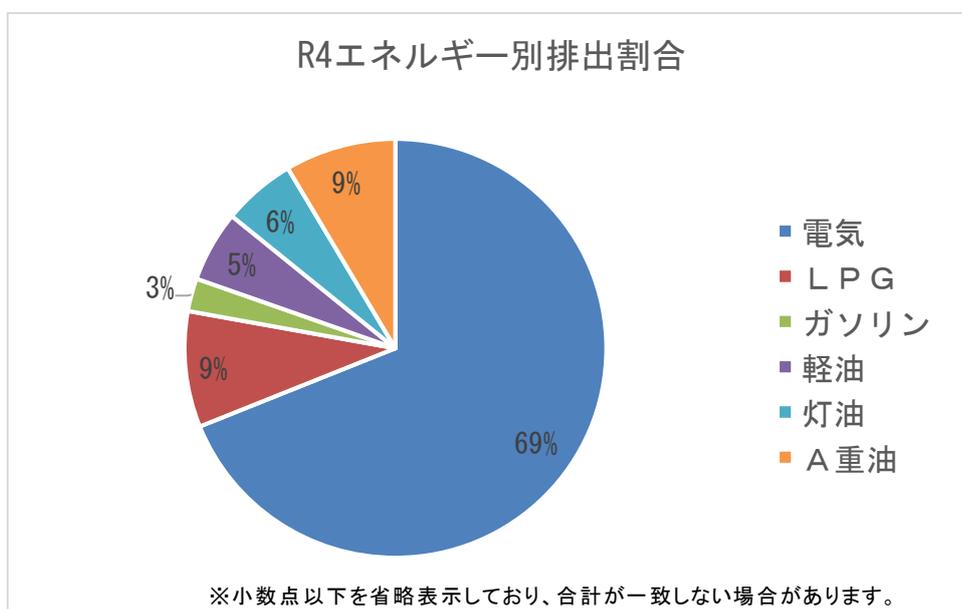
第3章 温室効果ガス総排出量の算定

第1節 エネルギー別排出割合

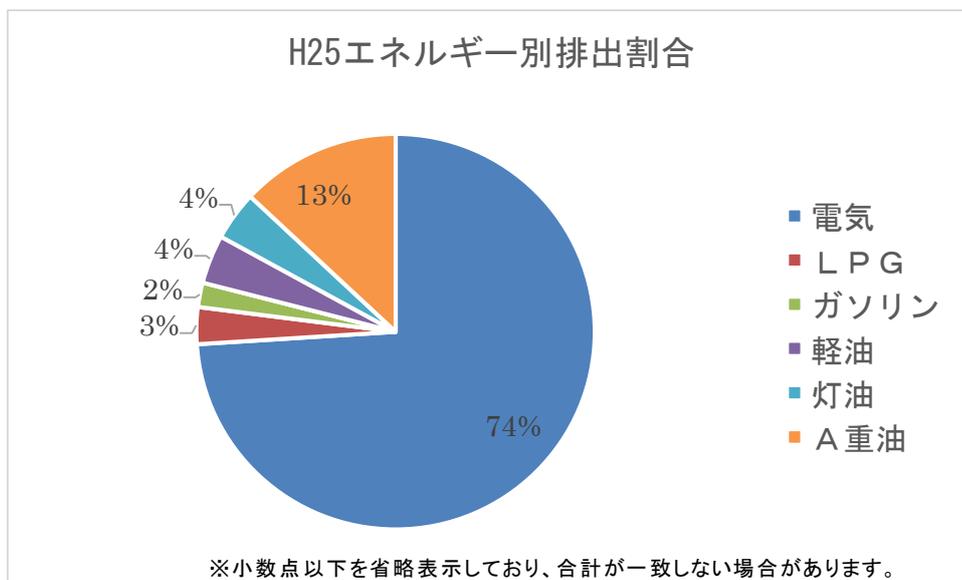
令和4年度（2022年度）のエネルギー別排出量の割合をみると、電気からの排出が69%と多くを占めています。次いでLPG及びA重油の割合が高くともに9%となっています。

計画の基準年度である平成25年度（2013年度）のエネルギー別排出量の割合をみると、同じく電気からの排出が多く、74%となっています。次いで多いのがA重油となっており、構成比はほぼ同じとなっています。

図表8 令和4年度のエネルギー別排出割合



図表9 平成25年度のエネルギー別排出割合

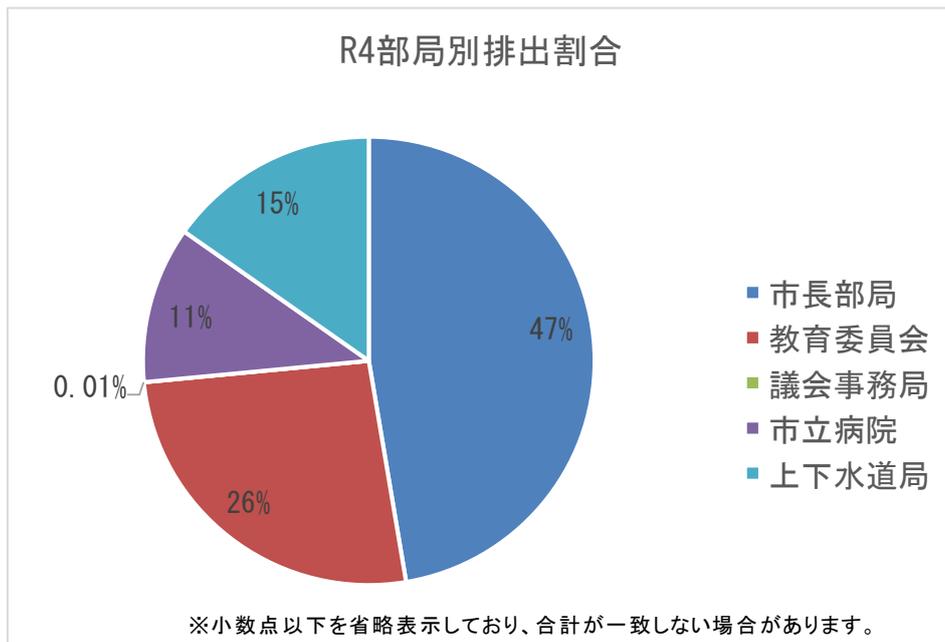


第2節 部局別排出割合

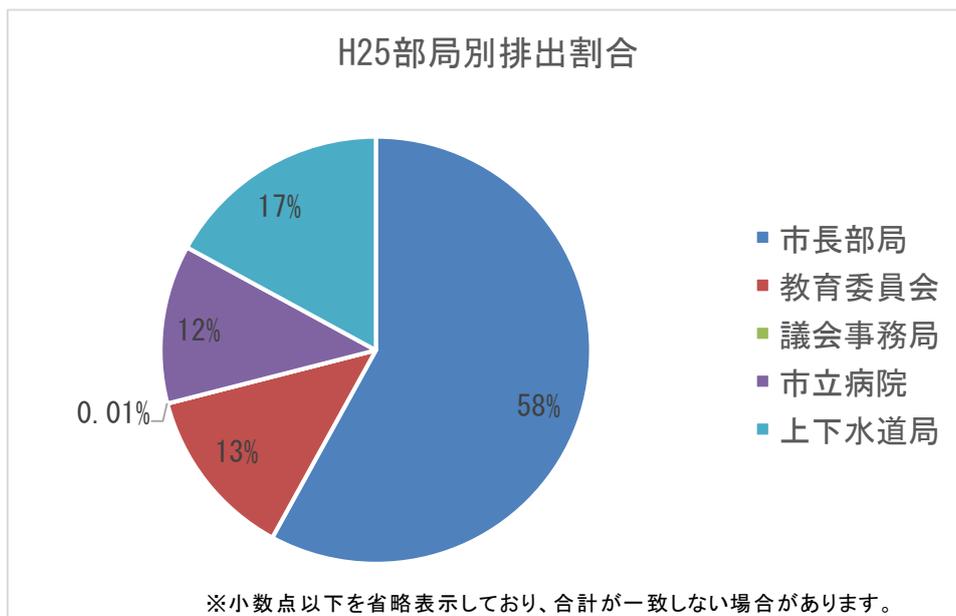
令和4年度（2022年度）の部局別排出割合をみると、市長部局からの排出量が多く47%を占めています。次いで、教育委員会、上下水道局からの排出量が多く、議会事務局からの排出量は非常に少ない割合となっています。

また、計画の基準年度である平成25年度（2013年度）と比べて教育委員会の占める割合が多くなっています。

図表10 令和4年度の部局別排出割合



図表11 平成25年度の部局別排出割合



第4章 温室効果ガス削減目標

第1節 削減目標の設定

本市における事務及び事業の実施においては、国の動向を踏まえ、二酸化炭素排出量の削減目標を次のとおり設定し、環境に配慮したエネルギーへの転換や省エネルギー設備への更新、再生可能エネルギーの導入・活用を率先して推進することで市内の事業者や住民に自主的、積極的な取組を促します。

削減目標

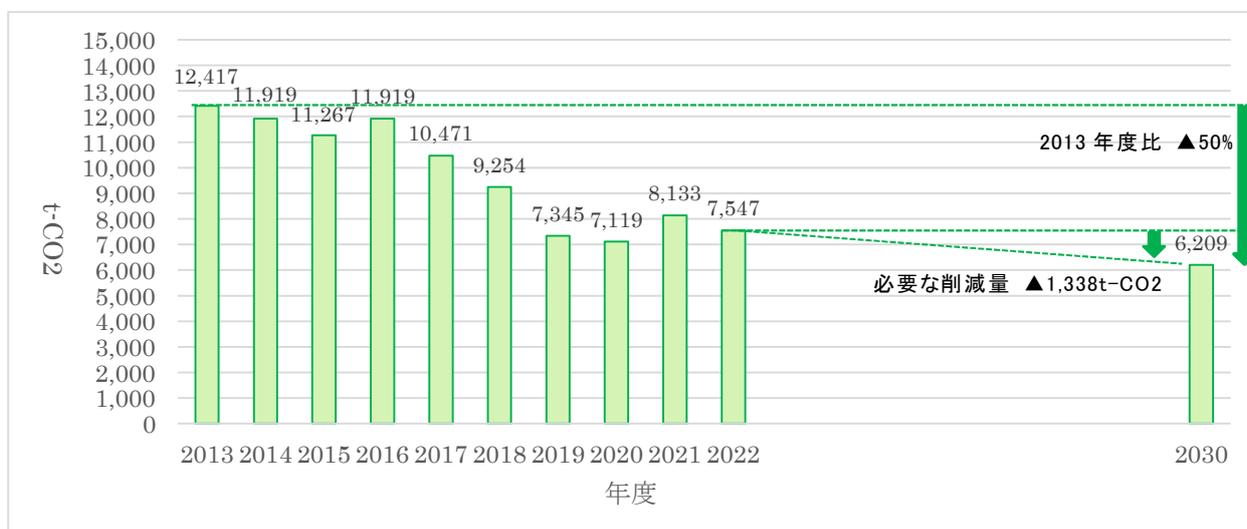
二酸化炭素排出量を、令和12年度(2030年度)において、

基準年度(平成25年度(2013年度))比50%削減する。

第2節 削減目標と現状との比較

令和4年度(2022年度)の温室効果ガス排出量は、平成25年度(2013年度)比39%減となっています。このため、令和12年度(2030年度)に基準年度比50%削減とするためには、さらに1,338t-CO₂の削減(基準年度比でさらに11%の削減)が必要となります。

図表12 現状の温室効果ガス排出量と削減目標との比較



第5章 温室効果ガス排出量削減への取組

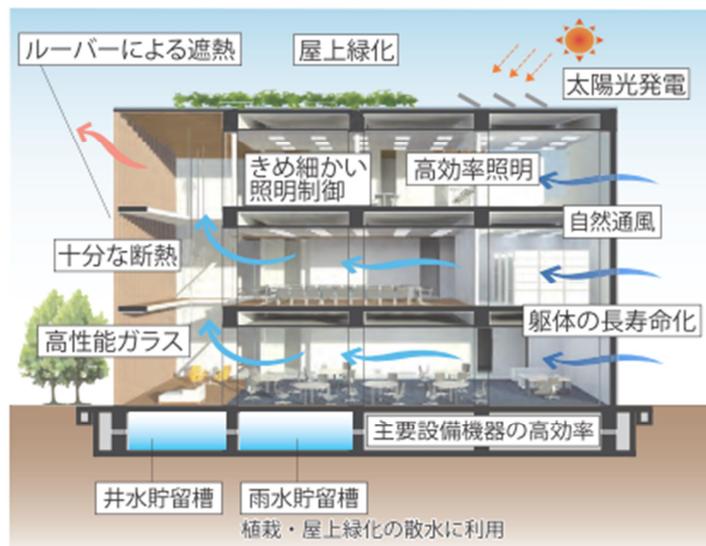
第1節 取組の方針

第4章の削減目標を達成するため、本市は取組の方針を次のとおり5つ定めます。

- ① オフィスの省エネルギー化に取り組みます
- ② ごみの減量、リサイクルなど4Rの推進を行います
- ③ 車両などによる移動の脱炭素化を推進します
- ④ 再生可能エネルギーの導入・活用や市有地の緑化を推進します
- ⑤ 情報発信を通して、取組み意識の向上を促します

平成29年（2017年）8月に開庁した新庁舎は、本市の気候風土の特色を考慮した自然エネルギーの活用や費用対効果の高い省エネルギー対策を導入することで、初期費用・維持費用の低減や二酸化炭素の削減対策が図られています。新庁舎の省エネルギー効果と職員一人ひとりの取組みが合わされば、目標の達成が可能になると考えられます。

図表13 環境に配慮した庁舎イメージ



出典：小林市新庁舎建設基本計画

第2節 取組の内容

取組の内容は、第1節の5つの方針を基に、次の表のとおり定めます。

図表 14 取組の内容

① オフィスの省エネルギー化に取り組みます
空調機器のフィルターや、照明器具のランプなどはこまめに清掃する。
空調機器は、適切な湿度・室温・運転時間にする。
カーテンやブラインド等を利用し、エアコンの効率を上げる。
使用しない部屋の消灯を徹底する。
自然光を取り入れ、トイレ、廊下、階段などの照明の使用を減らす。
トイレで便座を使用した後は、便座のふたを閉める。
トイレでの二度流しを防止するなど、日常的に節水を心がける。
少量のお湯だけ必要とする場合は、電気ポットではなく電子レンジを活用する。
機器類は、時季や環境、利用者に合わせて最適かつ省エネとなる温度に設定する。
電気製品を使わない時は主電源を切り、長期不在時はプラグを抜く。
クールビズ・ウォームビズの服装を心がける。
設備や機器の入れ替え時は、LED照明など省エネ型のものとするよう努める。
ノー残業デーの取組を強化し、エネルギー使用量の低減に努める。
温室効果ガス排出量の少ない電力の調達に努める。
ボイラー等エネルギー供給施設を適切に運転、維持管理する。
② ごみの減量、リサイクルなど4Rの推進を行います
小林市のルールに則り、ごみの分別を徹底する。
使用済み封筒を庁内の郵便封筒として再利用する。
電子化された情報は、パソコン上で閲覧し、印刷は最小限に留める。
コピーや印刷をするときは、ページ集約・両面コピー機能を活用する。
印刷部数に依りて、適切な印刷機を選択を心がける。
物品、サービスの調達は、環境に配慮した仕様・数量などの選択に努める。
不要となった備品は、処分前に他部署で活用できないか確認する。
マイ箸、マイカップ、マイバッグ、マイボトルなどを使い、使い捨て製品の利用を減らす。
詰替可能な製品の利用や備品の修理等により、ものを長く大切に使う。
文書の目的に応じて紙回覧、配布を適切に使い分ける。
③ 車両などによる移動の脱炭素化を推進します
階層の移動は、できるだけ階段を利用する。
近い距離への移動は、徒歩や自転車の利用を心がける。
運転は、ふんわりアクセル（5秒かけて加速）を心がける。
走行中は車間距離にゆとりをもち、加速・減速の少ない運転とする。
合理的、経済的な運行ルートを選定する。
カーエアコンの温度を適切に管理する。

遠距離の移動は、公共交通機関の利用に努める。
複数人が同じ目的地へ行く時は、自動車の相乗り等を心がける。
公用車は順次 EV、FCV 及び PHEV への更新及びその充電設備の整備に努める。
タイヤの空気圧調整や黒煙排出状況等の定期的な検査を実施する。
④再生可能エネルギーの導入・活用や市有地の緑化を推進します
公共施設へ必要十分な再生可能エネルギー設備及び蓄電池の導入を検討する。
新築・増築・改築する公共施設は、ZEB 基準の適合に努める。
災害時は、蓄電機能を持つ車両や設備を活用する。
道路、河川・砂防等における緑化を図る。
公的賃貸住宅、官公庁施設における緑化を図る。
適正な間伐や再造林などにより森林整備を推進する。
公共建築物等や、非住宅建築物における木材利用を促進する。
⑤情報発信を通して、取り組み意識の向上を促します
ゼロカーボンシティこばやしに向けた取り組みについて、市民などへ情報発信する。
イベントや環境学習を通して温室効果ガス排出量削減の取り組みを市民などへ伝える。
温室効果ガス排出量削減に関して優れた事例や取組を職員間で共有する。

第6章 計画の推進

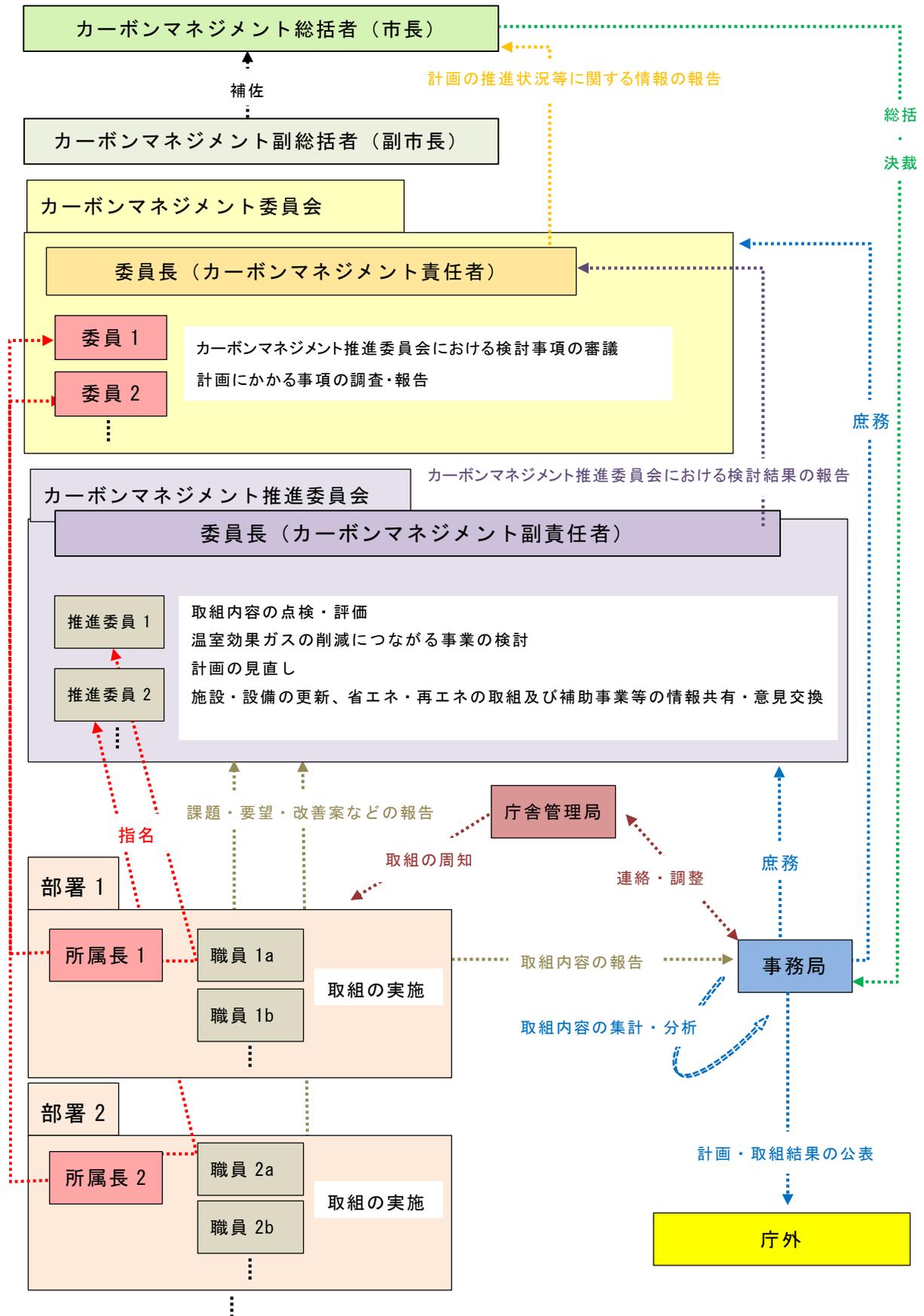
第1節 組織体制

本計画の組織と役割は、「市庁舎等における地球温暖化対策実行計画推進組織に関する要綱」に規定する組織を基として下表のとおりとします。また、本計画における職務や組織同士の全体的なつながりは、次項に示す組織体制フロー図のとおりとします。

図表 15 組織と役割

組織（構成員）	役割
カーボンマネジメント委員会 （部局長職及び課長職にある者）	目標の達成状況などカーボンマネジメント推進委員会で検討された事項を審議する。
カーボンマネジメント推進委員会 （各部署の所属長が指名する職員）	取組内容の点検・評価、温室効果ガスの削減につながる事業の検討、計画の見直しを行う。併せて、施設・設備の更新、省エネ・再エネの取組及び補助事業などの情報共有や意見交換も行う。
庁舎管理局 （管財課）	カーボンマネジメント委員会やカーボンマネジメント推進委員会の結果に基づき、庁内取組の周知を行い、全職員へ最適な庁舎設備の利用方針を示す。
部署 （本市の行政事務に従事する者）	取組を実施するとともに、課題、要望及び改善案などの意見を所属のカーボンマネジメント推進委員を通じて報告する。
事務局 （生活環境課）	計画の運営や管理、温室効果ガス排出量、取組状況などの集計・解析を行う。また、計画及び取組結果の公表を行う。

図表 16 組織体制フロー図

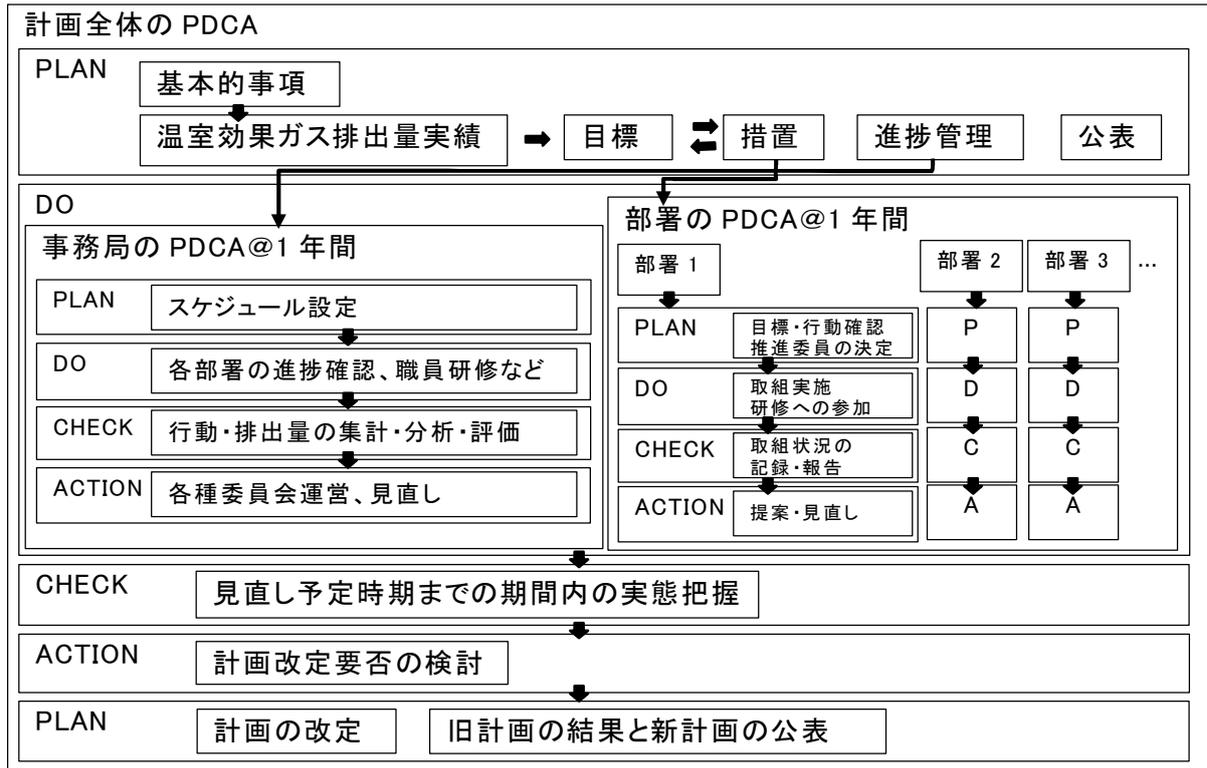


第2節 推進・点検体制

1 推進・点検体制

本計画の推進・点検は、下図のPDCAサイクルを基本とした「計画（PLAN）」「実行（DO）」「点検（CHECK）」「見直し（ACTION）」を繰り返しながら、改善を図っていく方針とします。

図表17 計画のPDCAサイクル図



2 点検・評価方法

①点検項目

●取組

取組の点検は、事務局の定める点検表に記録して行います。

●温室効果ガス排出量

温室効果ガス排出量の点検は、事務局の定める方法により行います。

②評価・見直し

●報告

各部署は、1年の点検結果及び温室効果ガス排出量結果を事務局へ報告します。

●集計・解析

事務局は、各部署の報告内容を集計・解析した結果をカーボンマネジメント推進委員会に報告します。

●評価・見直し

カーボンマネジメント推進委員会は、事務局の報告内容を基に、温室効果ガス排出量は削減されたのか（量的評価）、削減するための具体的な行動はなされたのか（質的評価）などの視点で評価します。また、問題点・課題等の議題があれば、計画の見直しを含め協議します。

3 点検・評価スケジュール

本計画の実施機関における点検・評価の年間スケジュールを下表に示します。

図表18 点検・評価 年間スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
全職員	取組の実施・提案(随時)																	
推進委員	温室効果ガス排出量の報告(随時)																	
	前年度取組の点検		点検結果の報告		カーボンマネジメント推進委員会 ・ カーボンマネジメント委員会 (※1)													
推進委員の指名																		
庁舎管理局	取組の周知(随時)																	
			国への報告															
事務局	前年度温室効果ガス排出量の集約・分析		点検結果の分析								計画の見直し(※2)							
			県への報告								取組結果の公表							

※1 各種委員会の方法や時期及び回数は、必要に応じて事務局が判断します。

※2 計画の見直しは、各種委員会の結果に応じて行います。

4 公表

計画の目標達成状況は、広報こばやしや市のホームページなどで年度ごとに公表します。

